

第6回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議の結果について

企画政策部 企画調整課

1 第6回新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議

(第13回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

(第7回会津若松市新型コロナウイルス緊急経済対策本部会議)

(1) 日 時 令和2年5月16日(土) 16:00～

(2) 場 所 會津稽古堂多目的ホール

(3) 出席者 拡大部長会議構成員及び会津若松消防署長

(4) 案件及び結果

① 公立幼稚園・小学校・中学校の教育活動の再開等について（学校教育課）

→ 資料の通り報告（詳細別紙）

② 市主催のイベント中止等及び市公共施設の休館等に関する指針について（健康増進課）

→ 原案どおり承認（詳細別紙）

③ 一部の公共施設の利用再開について（教育委員会、建設部、農政部）

→ 資料の通り報告（詳細別紙）

新型コロナウイルス感染症に対応した公立幼稚園・小学校・中学校の 教育活動の再開等について

教育委員会 学校教育課

国の緊急事態宣言の解除及び県教育委員会からの臨時休業解除要請に伴い公立小・中学校の教育活動を再開する。なお、河東第三幼稚園についても、同様に対応を図ることとする。

1 全面的な授業再開日

令和2年6月1日（月）

2 授業再開までの方針

県の「市町村立学校における段階的な学校再開時の対応指針案」に基づき、感染予防を徹底したうえで、段階的に教育活動を充実させるため、分散登校を実施し、6月1日から全面的な通常登校を再開する。

※分散登校について

- ① 5月19日（火）から5月29日（金）の9日間を、学習保障及び心身の健康の保持の観点から、児童生徒一人5回の分散登校を行うこととする。
- ② 上記すべての日程で給食を提供し、午後まで授業を実施する「授業日」とする。

3 教育活動の再開における留意事項

- (1) 児童生徒の健康管理について、基本的な感染症対策及び集団感染のリスクへの基本的な対応を徹底するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、感染の3つの条件が発生しないよう十分に指導する。
- (2) 学級担任や養護教諭等が児童生徒の健康観察を行う中で、児童生徒の状況について普段以上に丁寧に把握し、必要な場合は面談を実施した上でスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケアに取り組む。
- (3) 授業においては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が、同時に重なることを避けるとともに、1つ1つの条件が発生しない環境づくりに配慮する。
- (4) 行事等については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、延期・中止を含め実施を検討する。また、実施に際しては、活動の特徴に応じて、3つの条件が同時に重なることを避けるとともに、1つ1つの条件が発生しないよう、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- (5) 部活動についても、3つの条件が同時に重ならないよう、実施内容や方法を工夫して実施する。また、使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、児童生徒間での共用を避けるよう指導する。
- (6) 本市内で感染者が確認された場合、あるいは学校関係者の感染者等が確認された場合については、ケースに応じて適切に対応する。
- (7) 教育活動の再開については、感染リスクを可能な限り低減したうえで、学校の実情に応じ、柔軟な対応をする。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント 中止等及び市公共施設の休館等に関する方針

健康福祉部 健康増進課

1 これまでの対応

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、本市では令和2年2月26日以降、市主催のイベント等の方針を示し、国の基本的対処方針・県の基本方針（以下「基本方針」）に応じて対処してきた。

県では、特措法に基づく移動制限や公共施設の利用制限の方針が示され、本市でも市主催のイベント等の方針の見直しをするとともに、市の公共施設の休館・休業については、施設所管部局において施設の特徴・属性に応じて対処してきた。

今後も国・県の基本方針の変更に迅速に対処するため、以下のとおり方針を定めるものとする。

2 市主催イベント等の開催について

市主催イベント等の開催に関する方針は、令和2年5月16日より5月31日まで以下の通りとする。

- (1) 市が主催するイベント等については、全国的大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とし、開催できるイベント等の基準は下記のとおりとする。

- ・屋内：100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数であること
- ・屋外：200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）

なお、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛要請について極力配慮する。

- (2) 開催するイベント等については、以下の感染症対策を徹底した上で、開催すること。

〈イベントを開催する場合の感染症対策〉

- ・ 適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えること。
- ・ 基準の人数に満たないイベント等であっても、密閉された空間において大声での発声、歌唱や応援、または近接した距離での会話等が想定されるイベント等に関しては、基準の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」の発生が原則想定されないこと。また人と人との間隔はで

きるだけ2メートルを目安として実施できること。

- ・ 可能な範囲で、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

3 市公共施設の休館・休業等について

市公共施設の方針については、以下の通りとする。

(1) 休館・休業等を解除する市公共施設について

休館・休業等を行っていた市公共施設は、令和2年5月16日より次の条件のもと、順次利用を再開できるものとする。ただし、下記の場合には、休館・休業等を行うものとする。

- ・ 大規模なイベント等（屋内であれば100人、屋外であれば200人を超えるもの）を目的に使用する貸館などについては、新規の予約受付を見合わせる。
- ・ 屋内の運動施設については、当面使用を自粛する。
- ・ その他の施設については、県外から大勢の人が集まる全国的かつ大規模なイベント等の開催を自粛するとともに、「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和（事業再開）に当たっての感染防止対策の例（別紙）」を参考に感染防止対策を実施した上で、施設の使用を再開する。

〈休館・休業等を行う場合〉

- ・ 県の基本方針において、県有施設等について休館等について示された場合。
- ・ 市公共施設の職員や利用者に感染症が発生した場合、あるいは地域的に感染症患者が増加している場合。
- ・ 市公共施設を開館することで、市内外からの利用者が増え、感染拡大が懸念される場合。
- ・ その他、上記以外の事由により、早急に休館・休業の必要が生じた場合。

4 決定等について

- (1) イベント等、市公共施設の休館等の方針、対応については、各所管部局において、本部長及び副本部長と協議・決定し、対策総合本部（企画調整課）に報告することとする。
- (2) 報告後、対応について速やかに関係機関に公表することとする。

5 方針の改正等について

- (1) この方針は令和2年5月16日から5月31日までとする。ただし、国・県の基本方針、市内の感染症の発生動向を踏まえ、内容、期間について随時、速やかに見直しをするものとする。

一部の公共施設の利用再開について

教育委員会

建設部

農政部

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言が解除され、県の方針等を踏まえ、一部の公共施設の利用を下記のとおり再開します。

なお、利用にあたっては、感染防止対策の徹底を行います。

記

	施設名	利用開始日	備考	問い合わせ先
社会 教育 施設	生涯学習総合センター（會津稽古堂）	5月19日	①集会・展示施設の使用を再開 ②会議研修等の使用を再開 ※上記の使用は、利用人数の制限など感染拡大防止ガイドラインに沿ってご利用いただきます。 ③終了時間を当面は午後8時まで	0242 (22) 4700
	中央公民館神指分館	5月19日		0242 (22) 1782
	北公民館	5月19日		0242 (25) 4044
	南公民館	5月19日		0242 (27) 4835
	大戸公民館	5月19日		0242 (92) 2373
	一箕公民館	5月19日		0242 (25) 0997
	東公民館	5月19日		0242 (27) 6381
	湊公民館	5月19日		0242 (93) 2461
	北会津公民館	5月19日		0242 (58) 3111
	河東公民館	5月19日		0242 (75) 2127
	会津図書館	5月19日	①図書等の貸出と返却のみ ②閲覧・学習席・学習スペースなどの利用は不可 ③新聞・新刊雑誌の閲覧不可 ④選書時間は30分程度 ⑤終了時間は午後6時まで ⑥移動図書館は運休 ⑦レファレンスや図書等予約の受付可	0242 (22) 4711
	子どもの森	5月19日		0242 (22) 4700 （會津稽古堂）
	少年の家	5月19日	当面の間、宿泊や飲食は自粛	0242(39)1304 （あいづっこ推進室）
屋外 体育 施設	ふれあいテニスコート	5月19日	個人利用に限る （大会利用等については当面の間自粛）	0242 (39) 1306 （スポーツ推進課） 0242(28)4440 （会津若松市公園緑地協会）
	小松原多目的運動場	5月19日		
	河東野球場	5月19日		
	河東テニスコート	5月19日		
	鶴ヶ城公園（屋外体育施設）	5月19日		0242(39)1275 （まちづくり整備課） 0242(28)4440 （会津若松市公園緑地協会）
	会津総合運動公園（屋外体育施設）	5月19日		
	門田緑地	5月19日		
	大川緑地	5月19日		
	蟹川緑地	5月19日		
	大川南四合緑地（屋外運動施設）	5月19日		
多目的農村広場	5月19日	0242(39)1253 （農政課） 0242(28)4440 （会津若松市公園緑地協会）		
北会津農村環境改善センター	5月19日			

※今後、国・県の方針、感染症の発生動向を踏まえて変更が生じる場合があります。

現在閉鎖中の都市公園運動施設一覧（屋外・屋内）

令和2年5月18日
まちづくり整備課

No.	名称	屋外施設（5/19から再開）	屋内施設（6/1から再開）
1	鶴ヶ城公園	会津庭球場（テニスコート） 第二球場	会津庭球場（クラブハウス） 鶴ヶ城体育館（メインアリーナ、トレーニング室） 武徳殿 弓道場
2	会津総合運動公園	あいづ球場 テニスコート（テニスコート） 多目的広場A、B 多目的広場サッカー・ラグビー場 ゲートボール場 あいづ陸上競技場 ローラースケート場 ※6/1から再開の施設 会津相撲場 わんぱく広場（遊具のみ）	テニスコート（クラブハウス） あいづ総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、柔剣道場、弓道場） あいづドーム あいづ陸上競技場（更衣室）
3	背炙山公園	※6/1から再開の施設 冒険の森（アスレチック）	キャンプ場 レストハウス
4	門田緑地	テニスコート グラウンド	
5	大川緑地	北・南グラウンド 第3グラウンド サッカー・ラグビー場 多目的広場	
6	大川南四合緑地	多目的広場	
7	蟹川緑地	多目的広場 自由広場（サッカー場）	
8	若郷湖公園	テニスコート	

※会津水泳場は6月28日（日）から9月6日（日）まで一般開放をする予定であるが、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえて判断する。
※屋外施設に付随する屋内施設（更衣室等）は利用不可としているが、トイレは利用可能。